

青森労働局長
高橋 洋 殿

日本労働組合総連合会青森県連合会
会 長 塩 谷 進

2023年労働行政に関する要請書

早春の候、貴職におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より、当連合会の活動に対しご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げますとともに、労働行政の推進に日々ご努力頂いていることに対し、心より敬意を表します。

さて、私たち連合青森に加盟する多くの構成組織は、現在「2023年の春季生活闘争」の取り組みを行なっており、物価高に負けない賃金引上げと総合生活改善闘争の枠組みのもと会社に要求書を提出し、労使による交渉を進めております。

私たち労働組合が求めている労働条件の向上には、賃金の引上げはもとより、格差是正、法令遵守、非正規労働者の待遇改善など、労働行政が深く関与する項目もあり、青森労働局による指導等が不可欠と考えております。

また、青森県との連携による様々な取り組みを通じて、労働力不足の解消・地域活性化・働きやすい環境づくりという喫緊の課題に対して青森労働局が果たす役割は極めて重要であり、私たちはなお一層の連携を図りながら「働くことを軸とする安心社会」の実現に向けて取り組んで行く所存であります。

つきましては、以下の通り要請させて頂きますので積極的に労働行政にご反映いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 労働行政の強化について

- (1) 県民の期待に応え、身近で親切的な労働行政の推進に向けて、労働基準監督署官・ハローワーク職員の増員を図ること。
- (2) 労働関係法令の周知徹底と相談窓口の支援・充実および学生等に対するキャリア形成に向けた労働教育講座の開催などをはかり、青森県における労働行政の充実・強化を図ること。

2. 働き方改革について

- (1) 改正女性活躍推進法(2022年4月)をふまえ、職場における男女間の賃金格差解消に向けて、「男女間の賃金差異」の把握と公表が義務付けられたことから、企業規模にかかわらず男女別の賃金実態把握を行ない、問題点の改善と格差是正に向けた取り組みを強化すること。
- (2) 月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率50%が2023年4月から中小企業へ適用開始となることから、周知徹底および確実な引上げに向けて実態把握等の対策を強化すること。あわせて、不払い残業撲滅に向けて、長時間労働が行なわれている事業場や36協定を締結していない事業場に対する監督指導等を徹底すること。
- (3) 職場における均等・均衡待遇実現に向けて、有期雇用者の人材育成方針の明確化や、教育訓練機会の確保・充実、教育訓練休暇制度の創設、教育訓練を受けや

すい環境整備などを推進し、職場における働きやすい・働き続けられる環境づくりに向けて対策・指導を強化すること。

- (4) 労働組合はもとより、過半数労働者代表の適正な選出による「36協定」の確実・適正な締結にむけて監督指導を強化すること。また、未締結事業所数や適正な締結済事業所数を定期的に明らかにするなど企業への締結促進を図ること。

3. 雇用環境の充実について

- (1) 県内における障がい者の雇用数と実雇用率について、過去最高となったことは、これまでの取り組みが成果としてあらわれ評価するものです。一方で、法定雇用率未達成の企業も存在することから、障がい者雇用率制度の在り方や、障がい者雇用における環境整備など、企業の理解促進、適切な配慮による拡大や質的充実に向けた対応を強化すること。
- (2) 有期雇用労働者の雇用の安定に向けて、労働契約法18条の無期転換ルールの周知徹底および、無期転換回避や安易な雇止めが生じていないかのチェック、通算期間5年経過の無期転換の促進、また正社員への転換状況など職場実態の把握を強化すること。

4. 外国人労働者が安心して働くことのできる環境の整備

- (1) 県内の外国人雇用者は、昨年過去最高となったことが発表された。このことをふまえ、すべての外国人労働者の権利を確保し、適正な労働環境のもとで労働できるよう、外国人労働者を雇用する事業主に対し、「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」の周知徹底を行うこと。
- (2) 労働関係法令や生活に関する情報を多言語で提供するとともに、母国語による相談・支援体制を整備・拡充し安心して働き続けられる環境づくりに向けて対応を強化すること。

5. ジェンダー平等・多様性の推進について

- (1) 多様性が尊重される社会の実現に向けて、性別をはじめ年齢、国籍、障がいの有無、就労形態など、様々な違いを持った人々お互いを認め合い、やりがいをもって、ともに働き続けられる職場を実現するため、格差を是正するとともに、あらゆるハラスメント対策や差別防止に向けて周知活動を行なうこと。
- (2) 職場のハラスメントの現状を把握するとともに、カスタマー・ハラスメントや就活生などに対するハラスメントを含むあらゆるハラスメント対策や差別禁止の取り組みを強化すること。

6. 最低賃金に関することについて

- (1) 全国最下位ランクにある本県の地域別最低賃金については、有期・短時間・契約等で働く労働条件の向上と均等待遇・均衡待遇確保の観点から当面の目標を1,150円としその達成を早期に実現すること。今年度は、段階的な手続きとして、連合の青森県リビングウェイジである1,010円を目標に最低賃金審議会での対応を進め、発効日についても10月1日を目指すこと。
- (2) 産業別最低賃金について、今年度も4業種で取り組むこととしますが、使用者団体や事業者等においては、必要性に対して否定的な意見もあることから、産業の質の維持・労働者確保の優位性等の意義について理解促進を図ること。

以 上